

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年五月二十三日法律第三十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。